

合理的配慮の申請手順と実施までの流れ

1. 問い合わせ・相談



合理的配慮を希望する学生（入学予定者を含む。以下同様）は、学生課、学生相談室、保健室のいずれかへお問い合わせください。

合理的配慮申請の手続きについて、学生課（保健室）より説明します。

2. 合理的配慮申請



学生は、「合理的配慮申請書」に必要事項を記入し、学生課（保健室）へ提出。

3. 面談



「合理的配慮申請書」をもとに、面談のうえ、必要となる具体的な合理的配慮について協議をします。

なお、面談には必要に応じて学生相談室のカウンセラーや保健室職員、学部・学科教員が同席します。

4. 学内協議



上記の協議結果を、関連する学内会議にて確認し、実現可能性や効果、課題等を検討します。

5. 合理的配慮内容の決定



協議確認後、インクルーシブ支援委員より合理的配慮を希望する学生に結果を回答のうえ、「合意書」を締結します。

6. 合理的配慮開始



「合意書」の締結を受け、具体的な合理的配慮内容を必要とされる教職員に周知（合理的配慮決定通知書を発行）し、合理的配慮を開始します。

7. 合理的配慮内容の見直し・調整

合理的配慮開始後も、必要に応じて合理的配慮状況の確認や見直しを行い、合理的配慮内容を調整していきます。

《本件に関するお問い合わせ》 学生課 s-shien@kuins.ac.jp